

最高裁民二第3202号

(入ろ-14)

平成26年7月3日

東京高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大 谷 直 人

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰については、下記の要領によって実施してください。

記

1 表彰の基準

人格識見ともに高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者

2 表彰の方法

高等裁判所長官名義をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 表彰の日

調停運営協議会と同一の日

4 被表彰者の人数（民事調停委員及び家事調停委員の合計）

[REDACTED]

5 被表彰者の選考

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれかの一方の調停委員として行う。

(2) 司法委員又は参与員を兼ねている者については、それらの事績は考慮外とする。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰日の前日までに死亡した場合には、3の定めにかかわらず、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途庁費が示達される。

最高裁民二第3203号

(人ろ-14)

平成26年7月3日

大阪高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大谷直人

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰については、下記の要領によって実施してください。

記

1 表彰の基準

人格識見とともに高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者

2 表彰の方法

高等裁判所長官名義をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 表彰の日

調停運営協議会と同一の日

4 被表彰者の人数（民事調停委員及び家事調停委員の合計）

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 被表彰者の選考

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれかの一方の調停委員として行う。

(2) 司法委員又は参与員を兼ねている者については、それらの事績は考慮外とする。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、3の定めにかかわらず、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途庁費が示達される。

最高裁民二第3204号

(入ろー14)

平成26年7月3日

名古屋高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大谷直人

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰については、下記の要領によって実施してください。

記

1 表彰の基準

人格識見ともに高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者

2 表彰の方法

高等裁判所長官名義をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 表彰の日

調停運営協議会と同一の日

4 被表彰者の人数（民事調停委員及び家事調停委員の合計）

[REDACTED]

5 被表彰者の選考

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれかの一方の調停委員として行う。

(2) 司法委員又は参与員を兼ねている者については、それらの事績は考慮外とする。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、3の定めにかかわらず、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途庁費が示達される。

最高裁民二第3205号

(人ろ-14)

平成26年7月3日

広島高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大谷直人

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰については、下記の要領によって実施してください。

記

1 表彰の基準

人格識見ともに高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者。

2 表彰の方法

高等裁判所長官名義をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 表彰の日

調停運営協議会と同一の日

4 被表彰者の人数（民事調停委員及び家事調停委員の合計）

[REDACTED]

5 被表彰者の選考

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれかの一方の調停委員として行う。

(2) 司法委員又は参与員を兼ねている者については、それらの事績は考慮外とする。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、3の定めにかかわらず、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途庁費が示達される。

最高裁民二第3206号

(入ろ-14)

平成26年7月3日

福岡高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大 谷 直 人

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰については、下記の要領によって実施してください。

記

1 表彰の基準

人格識見ともに高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者

2 表彰の方法

高等裁判所長官名義をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 表彰の日

調停運営協議会と同一の日

4 被表彰者の人数（民事調停委員及び家事調停委員の合計）

5 被表彰者の選考

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれかの一方の調停委員として行う。

(2) 司法委員又は参与員を兼ねている者については、それらの事績は考慮外とする。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、3の定めにかかわらず、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途府費が示達される。

最高裁民二第3207号

(人ろ-14)

平成26年7月3日

仙台高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大谷直人

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰については、下記の要領によって実施してください。

記

1 表彰の基準

人格識見ともに高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者

2 表彰の方法

高等裁判所長官名義をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 表彰の日

調停運営協議会と同一の日

4 被表彰者の人数（民事調停委員及び家事調停委員の合計）

[REDACTED]

5 被表彰者の選考

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれかの一方の調停委員として行う。

(2) 司法委員又は参与員を兼ねている者については、それらの事績は考慮外とする。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、3の定めにかかわらず、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途庁費が示達される。

最高裁民二第3208号

(人ろ-14)

平成26年7月3日

札幌高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大谷直人

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰については、下記の要領によって実施してください。

記

1 表彰の基準

人格識見ともに高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者

2 表彰の方法

高等裁判所長官名義をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 表彰の日

調停運営協議会と同一の日

4 被表彰者の人数（民事調停委員及び家事調停委員の合計）

[REDACTED]

5 被表彰者の選考

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれかの一方の調停委員として行う。

(2) 司法委員又は参与員を兼ねている者については、それらの事績は考慮外とする。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、3の定めにかかわらず、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途庁費が示達される。

最高裁民二第3209号

(人ろ-14)

平成26年7月3日

高松高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大谷直人

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰については、下記の要領によって実施してください。

記

1 表彰の基準

人格識見ともに高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者

2 表彰の方法

高等裁判所長官名義をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。

3 表彰の日

調停運営協議会と同一の日

4 被表彰者の人数（民事調停委員及び家事調停委員の合計）

[REDACTED]

5 被表彰者の選考

(1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれかの一方の調停委員として行う。

(2) 司法委員又は参与員を兼ねている者については、それらの事績は考慮外とする。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、3の定めにかかわらず、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰に要する費用

表彰に要する費用については、別途庁費が示達される。